

岩手県告示第887号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 下閉伊郡田野畑村島越45の13、45の14
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅